

令和 2 年

社会文教常任委員会会議録

令和 2 年 5 月 2 0 日

田 上 町 議 会

令和2年第3回臨時会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和2年5月20日 午前9時50分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番 | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|---------------|------|
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 教育長 | 安中 長市 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 町民課長 | 田中 國明 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 傍聴人
新潟日報 三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 承認第 2号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について
- 承認第 3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 4号 専決処分（田上町介護保険条例の一部改正）の報告について
- 承認第 5号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 6号 専決処分（田上町国民健康保険条例の一部改正）の報告について
- 承認第 7号 専決処分（田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報告について

- 承認第 8号 専決処分（令和元年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について中
第1表 歳出の内
3款 民生費
4款 衛生費
- 承認第 9号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について中
第1表 歳出
- 承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について中
第1表 歳出の内
4款 衛生費
- 承認第12号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の報告について
- 議案第28号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中
第1表 歳出

午前9時50分 開 会

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん改めましておはようございます。

それでは、社会文教常任委員会付託案件審査をこれより始めたいと思います。

当委員会に付託されました案件、非常に多くなっておりますので、ぜひ皆さんからもスムーズな議事進行をご協力いただけるとありがたいと思います。

それでは、着座で失礼します。

それでは、副町長からご挨拶お願いいたします。

（副町長 吉澤深雪君登壇）

副町長（吉澤深雪君） 改めましておはようございます。臨時会ということで先ほど提案説明いたしました、大変多くの議案がありまして、社会文教常任委員会についても付託された案件も大変多ございますが、よろしくご審議のほうお願いいたします。

簡単ではありますが、以上で終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、当委員会に付託されました案件は、承認第2号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について、承認第3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について、承認第4号 専決処分（田上町介護保険条例の一部改正）の報告について、承認第5号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について、承認第6号 専決処分（田上町国民健康保険条例の一部改正）の報告について、承認第7号 専決処分（田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報告について、承認第8号 専決処分（令和元年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について中、第1表、歳出のうち、3款民生費、4款衛生費、承認第9号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について中、第1表、歳出、承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について中、第1表、歳出のうち、4款衛生費、承認第12号 専決処分（同年度田上町健康保険特別会計補正予算（第1号））の報告について、議案第28号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中、第1表、歳出でございます。

これより議事に入ります。最初に、承認第2号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告についてを議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、承認第2号、議案書7ページからになりますが、説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それで、先ほど改正の主な内容等につきましては町長の提案理由等で説明がありましたので、割愛させていただきます。早速本題のほうに入らせていただきたいと思っております。それでは、7ページから進んでいただきまして、資料ナンバー2を御覧いただきたいと思っておりますし、あわせて前もって皆様のお手元のほうに承認第2号から承認第3号参考資料町民課ということで、A4両面の田上町税条例等の一部改正の概要というものがお手元にあるかと思っておりますが、それを御覧いただきながらお願いしたいと思っております。

それでは、説明のほうさせていただきます。最初に、A4両面のほうのもので説明をさせていただいて、それがこの参考資料の議案書のほうの何ページから何ページがその部分ですというような形で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。最初に、個人町民税の関係になりますが、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等ということで、参考資料の第13条から、すみません、新旧対照表です。資料ナンバー2の新旧対照表の第13条から第25条の3の3、資料ナンバーでいいますと2から5までがその部分に該当してくるところであります。今回の改正の内容としましては、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻届の有無による不公平感と男性の独り親と女性の独り親の間の不公平感を同時に解消するための改正がなされたということでございまして、控除関係については、新しくなるのがその下の表の部分であります。現行ということで、上段が本人が女性、下段が本人が男性ということで分かれておりまして、現行はそのような形で子の扶養がある場合、500万円以下の人は30万円の加算がついていると。500万円を超えると、子がある場合はその加算が取れるよというような形の内容になっております。それが改正後ということで見ていただきたいのですけれども、まず女性のほうです。子がある場合、死別の場合、今度所得が500万円以下の人しか対象になってきませんよというのが死別と離別とあります。500万円以上の方はこの対象にならないということであります。その代わりに新たに一番向かって右側になりますが、未婚の独り親、これも所得が500万円以下の方になりますが、その方が新たに対象になってくると。男性のほうを見ていただくと、現行のほうは26万円、26万円と500万円以下の方しか対象になってこなかったのですが、新たにそこを30万円に引き上げて、男の未婚の独り親、そこも30万円ということでプラスして、ここ

を独り親控除というふうなことで名前を変えるということでございます。それから、改正後の子以外というところとなしというところの26万円というのは3つあるのを御覧いただけるかと思いますが、そこについては今度寡婦控除というような形で現行特別寡婦、寡婦、それから男の寡夫というような形で3つ分かれていたものを独り親控除、それから寡婦控除と、この2つに分けるとというような改正がここの部分になります。あわせて、人的控除の非課税ということで、今言う方々に対しては135万円以下の所得の方に対しては、人的非課税の措置も新たに今回講じたという改正であります。ここについては、令和3年1月1日から施行されるものでございまして、参考までに田上町のそれらの対象になっておられる方でございますが、令和元年度の状況でいいますと、これ旧のほうの制度になりますので、特別寡婦の方が103名、それから女性の寡婦の方が123名、それから男性の寡夫の方が……

(何事か声あり)

町民課長(田中國明君) 大変申し訳ございません。男性の寡夫の方が23名、それから未婚の独り親、これは今対象になっておりませんが、その方が7名いるということでありまして、それで、田上町に与える影響といたしますか、それとしましては、特別寡婦のうち、所得が500万円を超える方が実際にその中に2名いらっしゃいますので、この方々はこの対象から漏れるということございまして、新たに先ほど言いました未婚の独り親、この7名が増えて、2名減りますので、30万円の税額で計算しますと、控除額が210万円引くことの60万円ということで、150万円控除額が今度増えることになりますから、そうしますと150万円の10%の税率で計算しますと、おおむね15万円程度税金として入ってくる分が少なくなってくるかなというような状況であります。

以上がその説明になります。資料ナンバー2から5の説明はそれで終わります。

それでは、続きまして資料ナンバー7のほうを御覧いただきたいと思っております。次の②の固定資産税関係の部分になります。所有者不明土地等に係る現に所有して…
…

(何事か声あり)

町民課長(田中國明君) それ後、後。それは後でいいです。所有者不明土地等に係る現に所有しているものの申告の制度化ということでございまして、7ページ一番上、固定資産税の納税義務者等というようなことで記載してあるかと思っておりますけれども、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合には、所有者を現に使用している方を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録す

る旨を現在所有している方に通知をしまして、固定資産税を課することができるというような形で改正をしていくものであります。あわせて登記簿等に所有者として登記等がされている個人が亡くなっている場合、現に所有している方に対して固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるというものを、これ明文化したという改正になっておりまして、その改正が第41条から第63条まで続いておりまして、資料ナンバーとしましては7から13までが今の内容になります。

めくっていただきますと、資料ナンバー12の所有者の申告というようなことで記載がございますし、そのような形で今回新たに今ほど説明させていただいた内容を盛り込んだということでもあります。なかなか現行法の問題点が様々ございまして、固定資産税の納税義務者は原則として登記簿上の所有者ということになっているわけですが、その所有者が死亡している場合に現に使用しているもの、一般的に言えば相続人という形になるかと思えますけれども、なかなかそれらもうどうなっているか分からないというようなことが、全国のほうで多発しているというようなことから、地方自治体のほうからそういう要望がなされて、今回の改正に至ったということでございます。

それから、次に移らせていただきます。次、たばこ税のほうに行きますので、資料ナンバーは13のほうを御覧いただきたいと思えます。それから、お手元の参考資料のほうですけれども、裏面を御覧いただきたいと思えます。裏面のたばこ税関係というところを御覧いただきたいと思えます。ここにつきましては、現在リトルシガーと言われるような軽量な葉巻きたばこの課税方式の見直しということで紙巻きたばことは違う、葉巻きたばこの課税の方式を見直すということでありまして、第83条から87条まで、資料ナンバー13から15までの改正でございます。ここにつきましては、国のたばこ税と同様に軽量な葉巻きたばこ1本当当たりの重量が1グラム未満のものは現在重量比例課税方式という方式を取っておりまして、ここを本数課税方式に改めまして、令和2年10月1日から2回に分けて段階的に引上げをしていくというものでございます。まず、1発目の改正が0.7グラム未満の葉巻きたばこを0.7本の紙巻きたばことみなして、課税をするというのが令和2年10月1日からの施行になります。これにつきましてはもたばこ20本入っているわけですが、0.7とするわけですから、14本分の税金にするよということでもありますし、それを1回目やって、令和3年10月1日からは1グラム未満の葉巻きたばこを1本の紙巻きたばことみなして課税をしていくということで、ここで税率が合うというような形に、本数課税になるというような形になります。この段階的な部分につきましては、た

ばこ業界とか、様々そういったところに配慮をした結果、このような形で改正をしていきたいというような内容になっております。

それから、1ページはぐっていただきますと、資料ナンバー14のところにたばこ税の課税免除ということで新たに加えられておりますけれども、第85条の第2項のところですが、これにつきましては、たばこの卸売販売事業者等が輸出目的等で売渡しをした場合の課税免除等の申告書類を簡易化するということが今回追加されておりますけれども、田上町にありましては、そのような事業所がございませんので、該当がされないかなと、ないかなというふうなことであります。

それから、続きまして資料ナンバー16をお開きいただきたいと思います。参考資料の裏面の5番のその他という部分になります。延滞金の規定の整備ということで、附則第4条の2から第4条の2の2、資料ナンバーでいいますと16から18までの関係になりますけれども、ここにつきましては地方税法の延滞金等の規定の改正がございまして、名称を変更するということであります。延滞金を計算する場合、様々な計算方式といいますか、様々な数値を参考に延滞金を最終的には財務大臣が告示して、その率を使うというふうなことになっているのですけれども、今まで特例基準割合と言われていた部分を延滞金特例基準割合に名称を変えるというような改正でございまして。

続きまして、少し飛んでいただきまして、資料ナンバー31を御覧いただきたいと思います。それで、参考資料のほうの個人住民税の2つ目のマルの低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得控除の創設というところを御覧いただきたいと思います。新たに長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例を今回追加をするという内容でございまして。内容といたしましては、個人が都市計画区域内にある低未利用地等を譲渡した場合におきまして、一定の要件を満たすときはその年中の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる規定の追加をするということでありまして、それが参考資料のところに書いてあります第35条の3第1項を追加した内容でございまして。それで、低未利用地とはどういうものなのだというようなこととなりますが、本来適正な利用が図られるべきであるにもかかわらず長期間にわたりまして利用されていない未利用地と、それから周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い土地、それらを総称して低未利用地というのだということになっておるのでありますが、その具体的な定義等は国交省のほうからまだ示されていないというような状況でありまして、今お話しできるのはその程度ということになります。これ土地基本法の改正に基づく改正でございまして、その土地基本法の施行自体が

令和2年7月1日からというような状況になっておりますので、いましばらくすればそれらの定義なりが明確になってくるだろうということでもあります。それで、この控除を受ける要件が実はございまして、まず低未利用地であることを市町村長がまず売った段階での低未利用地だという確認と、それからその後、きちんと目的どおりにその土地が利用されているという2つを市町村長が確認することということがあります。

それから、2つ目として所有期間が譲渡する年の1月1日におきまして、5年を超えていると、いわゆる長期譲渡の部分になりますが、それであること、それから譲渡価格が500万円以下であることということで、もしその当該土地に建物が建っていれば、建物の価格も含めて500万円以下でなければならないという、そういう規定がございまして。それで、先ほど申しました低未利用地の定義もそうですが、どのように市町村長が確認していくかというような部分も詳細な部分がまだ出ておらないというような状況でありますので、その辺ご理解いただければと考えておるところでございます。

それから……

(低未利用地って資料ナンバーのどこにどう書いてあるの。

もう一回言ってる声あり)

町民課長(田中國明君) 資料ナンバーの第35条の3第1項という規定がございまして。

(ナンバー35のの声あり)

町民課長(田中國明君) ナンバー31です。31の第16条のところ。

(31のの声あり)

町民課長(田中國明君) 31の新しいほうに長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例という項目がございましてよ。

(ここだねの声あり)

町民課長(田中國明君) はい。そこに新たに棒線が引張られて、第35条の3第1項ということで、ここが低未利用地の譲渡の場合100万円控除するという規定が本法のほうで載っております。町の条例としてはそれを特例控除の対象にするよという内容で今回追加するという内容でありますので、お願いします。よろしいでしょうか。

(はい、いいよの声あり)

町民課長(田中國明君) それでは、続きまして資料ナンバー37を御覧いただきたいと思っております。それで、参考資料のほうの裏面の、今度③の法人町民税という部分を御

覧いただきたいと思います。ここが結構ずっと改正が長くございまして、これにつきましては国税におけます連結納税制度と法人の関係です。連結納税制度の見直しに伴うグループ制度への移行ということで、今国のほうで連結納税制度ということで幾つもある場合、それを1つにまとめて申告をさせているのですが、それだと非常に不都合もあるというような状況から、その制度を廃止しまして、新たにグループ通算制度というところに移行をしていくのだということの改正になってまいります。それが資料ナンバー37から52までの改正の内容になります。基本的には地方税において現行の基本的な枠組みを維持しつつ、今回国税が見直されるわけでありまして、町民税の法人の部分としては国税で申告した中身が県税に下りてきて、そこからまた下りてきた部分に対して、町の法人税率を掛けるというような計算方式になっていまして、ですので、あまりここについては町としては大きな影響はないのでございますけれども、一応それらに引っ張られて今回改正するというようなことであります。この連結納税制度からグループ通算制度へ移行すると何がいいのだと言われると、非常に簡素化されるのだと。申告とか、あるいは修正申告、あるいは申告の更正があった場合に連結納税制度だと1つの法人が、例えば3つあるとして、そのうちの1つが修正を必要だということになると、3つをまたまとめないと駄目なのです。そういう非常に事務的な手間があると。そこを簡素化するためにグループ通算制度でやると1つの会社が申告修正があれば、その1つの会社のみでいいというような形の簡易的な申告の方式が採用できるということで、このような見直しをするというようなことであります。それで、ここの内容について、会社の今までの通算制度との損益通算ができるわけですが、そこら辺に影響が及ばないように措置を、グループ通算制度においても講じていくというような改正であります。ここについては、令和4年4月1日施行になりますので、それ以降の事業年度の開始の法人税から適用されるという改正でございます。

それから、資料ナンバー52を御覧いただきたいと思います。これも先ほど説明をさせていただきました。ここが今度令和3年10月1日からたばこ税率を、1グラム未満の葉巻きたばこを1本の紙巻きたばこと換算するという、その2回目の改正の部分になってきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

(これは2回目の声あり)

町民課長(田中國明君) はい、そうです。2回目がそこに出てくるということであり
ます。

(何事か声あり)

町民課長（田中國明君） はい。それで、あとこれだけ新旧対照表様々あるのですが、大半が平成から令和に替わった、元号改正の対応というような状況のものが大半でございまして、内容としては今ほど説明させていただいたものが全てでございまして。あと、それと地方税法の改正に伴いまして若干条ずれ、項ずれ等の対応をして、今回条例を改正させていただいているという内容になりますので、よろしく願いいたします。

すみません、走り走りの早口な説明で申し訳ございませんが、説明のほうを終わらせていただきます。

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） すみません、1点だけ。そのたばこ税の改正で町に与える影響ですけれども、結果的に売上げ本数は減ったとしましても、税率が上がっていきますので、町としてはこれまでの税率改正の状況を見ていく中では多少の減収はあるかもしれませんが、そこまで大幅な減収にはならないだろうというようなことで見ているところでございまして、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 町民税の関係で、町が作ったこの資料で説明をしてほしいのですが、先ほど現行と改正後における控除額の変化ということで、図で示されましたが、対象の人数について確認したいのだけれども、未婚の独り親が7人、寡婦のうちの男性が23人、女性のほう103人というように聞いたのだけれども、私の聞き間違いかどうか確認します。

町民課長（田中國明君） では、もう一度説明をさせてください。まず、現行の表のほうで言います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 現行ね。

町民課長（田中國明君） はい。まず、男性の23人というのはその下の表の26万円、その内訳は定かではありませんが、26万円のどっちかに23人いるということでありまして。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 23人。

町民課長（田中國明君） はい。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） それは、対象の人が23人いるということ。

町民課長（田中國明君） はい。それが23人、このどちらか、死別、離別の、区別まで

分からないのですが、数としては控除適用されているのが23人男性がいるということとであります。

それから、上でいいますと、女性のほうでいいますと、30というのが死別、離別に両方ございますよね。500万円までと。そこが103人合わせているということです。

(何事か声あり)

町民課長（田中國明君） はい。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） これね。

町民課長（田中國明君） はい。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 死別と……

町民課長（田中國明君） 死別と離別30というのがありますよね。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） うん。

町民課長（田中國明君） そこが103人いるということです。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） ここの、それは新規のほうで。

町民課長（田中國明君） いやいや、現行のほうです。あくまでも令和元年度のもので言っていますから。そこが30の2つの中に103人の方が対象でいると。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 103人。

町民課長（田中國明君） はい、よろしいですか。それで、残りの26というのが7つありますよね。その女性のほう除くと。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 女性、30を除くと。

町民課長（田中國明君） 30を除くと7つ26という数字がありますよね。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） はい。

町民課長（田中國明君） その中に123人の方がいらっしゃると。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） さっきの説明と違うと思います。

町民課長（田中國明君） すみません。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 123人いると。

町民課長（田中國明君） はい、すみません。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、現行では、本人が女性の場合は226人いるということ。全体で。

町民課長（田中國明君） 数としてはそういうふうな形になろうかと思えます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そこで確認しておきたいのですが、全体としてはこういうふうに500万円以上の所得のある人については対象外になる部分があるのだけれども、全体として税収額としては15万円程度減ずるだろうということなので

すが、この田上町における対象にならない、500万円以上の人、特に男性のほうですが、これが対象にならなくなるのだけれども、これはどのくらいおられるか分かっていきますか。女性もならないのだね。ごめんね。

町民課長（田中國明君） それ男性ばかりではなくて、女性もならないのです。それで、非常に担税力があると、収入でいうと678万円の収入ということになりますから。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 600。

町民課長（田中國明君） 678万円。その表の一番下のところに書いてあるのですが、合計、ちょっと見にくくて大変申し訳ないのですけれども、合計所得金額500万円というのは年収でいうと678万円だと。その小さいやつに。ちょっと……

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） ああ、ここね。

町民課長（田中國明君） はい、はい。それで……

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） これは見えないわ。

町民課長（田中國明君） そう言わないでください。そういうことなので、678万円ということであれば、非常に担税力があるだろうというふうなことで見られるというようなことでありまして、先ほど言いましたように、そういう方が今受けておられる中で2人、男性、女性の区別まではちょっとあれなのですけれども、2人いるということで、その方が漏れることになると。それで、新たに未婚の独り親という方が町で分かる部分でいうと7人程度、7名いらっしゃるということで、差し引き5人分の税額が減るような形になるだろうというふうなことであります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 取りあえずこれで。また今これいろいろ分からないところあったら聞きますから。取りあえずこれで一旦。

2番（品田政敏君） 今ほどのるる説明してもらって、何か見えてきたのですが、私も死別の寡婦年金を頂いている方何人か知ってしまして、手厚い、手厚いというほどではないかもしれませんが。あったというのは分かっていたのですが、最近のニュースで親権を持って子どもを取った方の養育費が支払われているかいないかというのが半数以上が、今支払われていない状況なのだそうです。それで、この養育費が500万円の年収の中に入るのか、入らないか、これ男、女は関係なくなるのかというのも聞かせていただきたいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 品田委員、では品田委員の質疑の内容というのは、この合計所得金額の中に養育費も含まれるのかという質問でよろしいでしょうか。

2番（品田政敏君） そうです。

町民課長（田中國明君） 基本的には非課税扱いの収入というようなことになろうかと

思います。

1 番（小野澤健一君） 私は、固定資産税関係のあれなのですけれども、いわゆる所有者不明土地、これって今現在田上にありますか。

町民課長（田中國明君） 田上町にありましては、先ほど言いましたとおり、亡くなられた方等がいらっしゃれば、相続関係の手続をきっちりやっております、今のところそのようなものはございません。

1 番（小野澤健一君） そうすると、私も詳しくないので、例えば相続のときにその土地を相続放棄をした、そうすると所有者って不明というか、ないですよね。そういう場合、その土地を誰かが使うとなるとこれに該当するのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 基本的に相続放棄の申述がされたものについては、町のほうとしては一旦はその税金はかけますが、相続人不存在というような形で執行停止をかけざるを得ないというような状況で対応しているということであります。

それで、ここについては一番その問題になったのが大震災です。大きな震災が起きたときに土地自体も分からなくなる、それで所有者もどうだか分からないというような状況から今現在災害があった場合については、この制度はあるのです。なのですけれども、それだと片手落ちではないかということで、今回災害ばかりでなくて、従来の資産税の運用の中でもそういう制度を構築していく必要があるというような議論がされて、今回この制度ができたということでございますので、よろしくをお願いします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） もともとは所有者が亡くなって不在でも法定相続人という人に課税しているわけだから、特別これが必要ということにはならないような気がするのだけれども、この点はどうですか。

町民課長（田中國明君） 私もこれ最初見たときに同じことを思ったのです。そうなのですけれども、やはりさっき言いますように、町としては何ら影響がないではないかなというふうに思ったのですけれども、やはりそうではなくて、大震災に端を発した部分がどうもあって、それだとなかなか本当に探しても探し切れないのだというような状況があるらしいのです。それなので、今回その部分を何とか改正をして、災害ばかりではなくて、ほかの場合においてもそのような現に所有している人、あるいは申告制度を義務づけることで、そこら辺の対応をきっちりしていきたいということだというふうに考えているところであります。

2 番（品田政敏君） 今の質問で、関連する法定相続人ということになると、それはわざわざ町というか、行政のほうで調べるのですか。法定相続人ということになると

調べるのは大変ですよ。大変というか、今までもそういうふうな経過でもって納税者の引継ぎはやられていたのですか、田上町の場合は。

町民課長（田中國明君） 課税する方が分からなければ法定相続人は調べます。それで、納税義務を継承していただくわけですよ。そういう形で町も対応していますし、基本的に田上町の状態であれば亡くなった方がいますよね。その際に役場のほうに手続に来られたときに、今後その当該土地あるいは家屋の納税管理者はどなたになるのかということ、申告していただいているということをやっています。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。よろしいでしょうか。

ないようですので、承認第2号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第3号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書、承認第3号21ページのほうを御覧いただきたいと思います。

ここにつきましても先ほどの提案理由のとおりでございますので、早速本題のほうに入らせていただきたいと思います。先ほど使いました町民課参考資料の裏面の一番下のほう今度御覧いただきたいと思います。議案書の資料ナンバーのほうでいいますと、資料ナンバー60からになります。よろしいでしょうか。まず、第3条の関係、課税限度額の引上げの部分でございますけれども、保険税の課税限度額の引上げ、第3条第2項、それから第4項の部分で資料ナンバー60でございます。これにつきましては、中間所得層の負担軽減に配慮するため、基礎課税額（医療給付費分）の保険税賦課限度額を61万円を63万円に2万円引き上げるという改正でございます。あわせて、その第3条第4項では、介護納付金に係る課税限度額を16万円から17万円に1万円引き上げる改正ということでございます。

それで、ここでそれぞれ影響の部分でございますけれども、まず基礎課税額の分につきましては、対象になっている方が今現在4世帯です。それで、その4世帯の方々は2万円引き上がってもまだ4世帯のまんまということでありまして、4世帯ですので、2万円引き上がりますので、税額としてはこの基礎課税分では8万円増えるということになりますし、第3条第4項の介護納付金に係る部分につきましては、今まで10世帯が超過しておったわけですが、そこが今度8世帯超過になります。それで、増える税額といたしましては約9万円増えます。それで、合わせますと17万円ほどここは保険税が増えるというような影響が、田上町としてはあるだろうというふうなことで見込んでおるところであります。まだ本算定が終わっておりません

ので、これからになります、今のところそのような状況であるということであり
ます。

それから、2つ目の丸であります、保険税軽減世帯の対象世帯の拡大というこ
とであります、それも資料ナンバー60から最後の62でしょうかね、そこまでの間
になります、保険税軽減世帯を拡大するため、所得判定基準を引き上げるという
ことでございまして、資料ナンバー61のほうになりますけれども、まず5割軽減世
帯、28万円を28万5,000円に引き上げると、それから2割軽減世帯、51万円を52万円
に引き上げるというような改正がなされたということになります。それで、ここで
5割軽減、2割軽減合わせまして14世帯の方が今度対象になるというような状況で
ございまして、税額といたしましては、この軽減が引き上がったことで40万円程度
減額になるだろうという見込みで影響額としてはございます。ただし、財政措置が
保険基盤安定制度でございまして、町に与える影響はないと、会計上与える影響
はないというような状況でございます。

それで、先ほど資料ナンバー62のところ御覧いただきたいのですが、真ん中あた
りに長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例ということございまして、
ここに新のほうの、下から6行目でしょうかね、第35条3第1項ということで、先
ほど説明させていただいた低未利用地を売却した場合の課税の特例も今回ここで追
加を、個々の保険税を算定する際には、先ほど税条例の改正のほうで説明させてい
ただいた内容も加味して、所得判定していくというような形の追加がされておしま
すので、よろしく願いいたします。

私のほうの説明は以上で終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発
言願います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 確認します。先ほど課長の説明にありました軽
減世帯、5割軽減世帯と2割軽減世帯ですが、新たに14世帯が加わるという理解の
仕方でいいですね。トータル的に全体の数字として分かっていたら報告してくれ
ませんか。

町民課長（田中國明君） 全体の数字としては持っていません、今。大変申し訳ありま
せん。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、もう一つが61万円が63万円になる
ことについても4世帯が新たに対象となるという理解の仕方でいい。それとも、全

体で4世帯でいい。それから、16万円を17万円に引き上げるのも全体として8世帯という理解の仕方よろしいでしょうか。

町民課長（田中國明君） 61万円で今まで4世帯いまして、その方々が2万円引き上がってもまだ同じ4世帯の方々はそのままだということで、影響は、変更はないということ。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 4世帯だけという……

町民課長（田中國明君） はい。限度額、最高額行っているのは今4世帯だけというような状況でありますので、お願いしたいと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 8世帯は。あと16万円が17万円に。介護保険の関係。

町民課長（田中國明君） それは、今まで16万円のときに10世帯いたのです。それで、17万円に1万円引き上がることで今度8世帯がそれを越えることになるということで、2世帯減るというような。

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） はい、状況になります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。ないですか。

ないようですので、承認第3号に対する質疑は終了いたします。

最後に、承認第4号を議題といたします。執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案書24ページからになります、承認第4号 専決処分の報告ということでございますが、このたび介護保険条例の一部改正ということで専決処分を行ったところでございます。皆様のお手元事前配付をしております承認第4号参考資料保健福祉課という資料、両面のものあるかと思っておりますので、これに基づいて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

改正理由といたしましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおりですので、割愛をさせていただきます。

2番目の低所得者の介護保険料軽減強化に係る対応ということでございます。ここに（3）というふうに出ております。昨年令和元年度におきまして、令和元年6月の定例議会におきまして介護保険条例の一部改正を行っております。このときは、令和元年10月の消費税率10%への引き上げによる増収分を活用したさらなる軽減強化を実施ということで、令和元年10月から第1段階から第3段階までの方の基準額に対する割合を引き上げたという部分でございます。これは、下に米印で書いてあ

りますが、令和元年10月以降の消費税引上げによる財源手当ということを反映いたしまして、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の数字に設定されているというものでございました。

その下の(4)、これが今回の専決処分、条例の一部改正を行った内容でございます。同じく消費税率10%の引上げによる増収分を活用するというので、さらなる軽減強化を実施ということで、今回このたびの改正につきましては、消費税の財源が毎年度化ということになりましたので、完全実施ということになってございます。この表にもございますが、第1段階、この3月までは0.375でございましたけれども、基準額に対する割合が令和2年4月から0.3へ、第2段階につきましては0.625から0.5、第3段階につきましては0.725から0.7という基準額に対する割合に変わりました。

この裏面を御覧いただきたいと思います。この裏面につきまして、一番右側の令和2年度ということを書いてございます。保険料額、率ということでありましてけれども、今ほど説明いたしました基準額、基準額は第5段階が基準額となるのですけれども、これの0.3ということで、2万1,600円、令和元年度2万7,000円から2万1,600円で、第2段階につきましては基準額の0.5ということで、令和元年度の4万5,000円から3万6,000円で、第3段階につきましては基準額の0.7ということで、令和元年度の5万2,200円から5万400円ということで改正を行ったところでございます。

ちなみに、被保険者数ということでございますけれども、1段階ではここに出ているとおり397名、2段階では270名、第3段階では299名、合計996名の方が被保険者数ということになってございます。この内容につきましては、議案書の資料ナンバーの64がこの内容でございますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、この引上げを行ったことによります影響額ということになりますと、約500万円ぐらい、まだ本算定終わっておりませんが、約500万円程度ということになります。この約500万円程度につきましては、国、県、町、一般会計でございましてけれども、しかるべきときに補正ということで提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単な説明でございましたが、以上で説明を終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件につきまして、質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

ないようですので、承認第4号に対する質疑は終了いたします。

今ほど総務産経常任委員長より承認第2号から承認第4号以外の案件について連合審査の申入れがありました。いかがいたしましょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、総務産経常任委員会との連合審査会の開催につきましては、総務産経常任委員長の申入れに同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認め、連合審査会の開催について受入れをしてみたいと思います。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午後4時45分 再開

社会文教常任委員長(今井幸代君) では、時間1分程度早いですが、皆さんおそろいですので、会議を再開したいというふうに思います。

それでは最初に、承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、承認第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は

原案のとおり決定いたしました。

次に、承認第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、承認第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 次に、承認第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。したがって、承認第12号は原案のとおり決定をいたしました。

最後に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

2番(品田政敏君) 私は、大学等の支援金について、私公平性を非常に欠くものだと思っておりますので……

(何事か声あり)

2番(品田政敏君) にこだわっていますので、あくまでもいわゆる平等性というものを考えたら同じ世代の人間で行きたくても行けなくて、仕事にももう就業しているというようなことも考えると、公平性みたいなものを考えたら、私的にはやっぱり許せないと、許せないというお言葉はちょっと厳しいかもしれませんが、納得いかないと思っておりますので、私はこの件については賛成しかねると思います。

社会文教常任副委員長(高橋秀昌君) 私は大学生に支援すること、大学に行かない人はその対象外になることを不平等だと捉えるべきではないと。それぞれの部署、そ

それぞれの環境の下で苦勞している人たちに支援をするというのが私は行政としてあるべき姿だと思います。したがって、賛成します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、本案は起立採決といたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 起立多数であります。したがって、議案第28号は原案のとおり決定をいたしました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

大変ご苦勞さまでございました。

それでは、本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で閉会といたします。ご苦勞さまでございました。

午後4時52分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年5月20日

社会文教常任委員長 今井幸代